

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	相模原市

相模原市鳥獣被害防止計画【第 3 期】

【連絡先】

担当部署名 (代表) 相模原市緑区役所区政策課/水みどり環境課/農政課

所在地 相模原市緑区西橋本 5-3-21/相模原市中央区中央 2-11-15

電話番号 042-775-8852/042-769-8242/042-769-8239

F A X 番号 042-7700-7002/042-759-4395/042-754-1064

メールアドレス g-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

/midori@city.sagamihara.kanagawa.jp

/nousei@city.sagamihara.kanagawa.jp

計画の策定に当たって

本来、鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、市民の豊かな生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。

しかしながら、近年、農山漁村地域においては、野生鳥獣による農林水産業等への被害は深刻な状況にあり、本市においても、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域の拡大とともに、農作物への被害や市民が脅威に感じる生活被害も多く見られます。

特に、農地と宅地が混在した生活環境を形成する中山間地域等における被害は顕著です。野生鳥獣による被害は、営農意欲を減退させ、耕作放棄地の拡大を招き、過疎化が進む大きな要因の一つとなっています。

また、生活環境の変化や農林業の担い手不足等による山林や農地の荒廃により人里との緩衝帯がなくなり、野生鳥獣が人里近くで生息できる環境ができたことにより、被害が多発するようになったものと推測されます。

特に中山間地域等を抱える緑区では、新たなライフスタイルを提案した移住の促進と豊かな自然との共存による農林業振興を取組目標としていますが、移住希望者や新規就農希望者等は、野生鳥獣被害に対して大きな不安を感じているほか、鳥屋地内に計画されているリニア中央新幹線に係る工事の野生鳥獣等への影響が懸念されています。

こうした経過を踏まえ、本市では、令和３年度に第２期鳥獣被害防止計画を策定し、被害が著しいニホンザル個体群の捕獲を推進するため、ＧＰＳ首輪発信機を活用した補足事業、ＩＣＴ付き大型捕獲檻を活用したことで、捕獲頭数の増加など一定の成果が見られました。また、農家や地域住民への研修会を開催するなどして、地域ぐるみの被害対策の推進に取り組みしました。

しかしながら、依然として、本市周辺には多くのニホンザル個体群が生息していること、ニホンジカやイノシシによる被害が継続していること、また、近年では、都市部においてもアライグマやハクビシン等の小型鳥獣による被害も増加傾向にあることから、引き続き捕獲や追払い活動を実施していく必要があります。

このため、本市は、野生鳥獣等による被害の更なる削減に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成１９年法律第１３４号）に基づき、市民、関係機関、行政が一体となって取り組む相模原市鳥獣被害防止計画【第３期】を策定します。

目 次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
	（1）被害の現状（令和5年度）	1
	（2）被害の傾向	3
	（3）被害の軽減目標	4
	（4）従来講じてきた被害防止対策	4
	（5）今後の取組方針	6
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	8
	（1）対象鳥獣の捕獲体制	8
	（2）その他捕獲に関する取組	8
	（3）対象鳥獣の捕獲計画	8
	（4）許可権限委譲事項	9
4	防護柵の設置に関する事項	9
5	生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	9
6	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項	10
	（1）関係機関等の役割	10
	（2）緊急時の連絡体制	10
7	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	12
8	捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その有効な利用に関する事項	12
9	被害防止施策の実施体制に関する事項	12
	（1）協議会に関する事項	12
	（2）関係機関に関する事項	13
	（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項	13
	（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項	13
10	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	13
11	用語説明	13

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	獣 類	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ツキノワグマ、クリハラリス
	鳥 類	カラス、ムクドリ、キジ、ドバト、スズメ、カワウ
計 画 期 間	令和7年度～令和9年度	
対 象 地 域	神奈川県相模原市	

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンザル	野菜	不明	不明
ニホンジカ	野菜	0.01ha	31 千円
	豆類	0.17ha	46 千円
	果樹	0.00ha	5 千円
	工芸作物	0.02ha	26 千円
イノシシ	野菜	0.37ha	1,157 千円
	イモ類	0.01ha	32 千円
	豆類	0.11ha	158 千円
	果樹	0.30ha	477 千円
	稲	0.00ha	3 千円
アライグマ	野菜	0.02ha	65 千円
	豆類	0.00ha	1 千円
	果樹	0.02ha	115 千円
ハクビシン	野菜	0.03ha	170 千円
	豆類	0.00ha	1 千円
	果樹	0.04ha	265 千円
タヌキ	野菜	0.00ha	14 千円
	果樹	0.04ha	239 千円
カラス	野菜	0.03ha	140 千円
	豆類	0.00ha	2 千円
	果樹	0.04ha	261 千円
その他鳥獣	野菜	0.02ha	88 千円
	イモ類	0.00ha	6 千円
	果樹	0.02ha	168 千円
合計		1.25ha	3,470 千円

※ 数値の対象は、出荷用農作物のみを対象としている。

※ 被害額の算定に係る単価については、行政機関等の各統計書の数値を引用し、神奈川県が集計した数値

※ 被害金額が少額である項目については、被害面積の記載を省略している。

(参考 1) 自家用農作物被害面積 (令和 5 年度) (単位: ha)

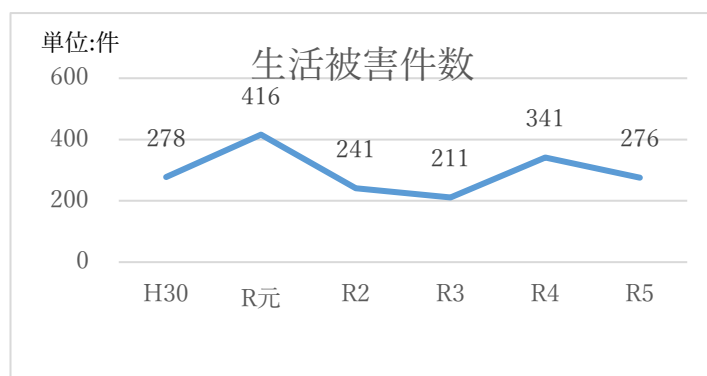
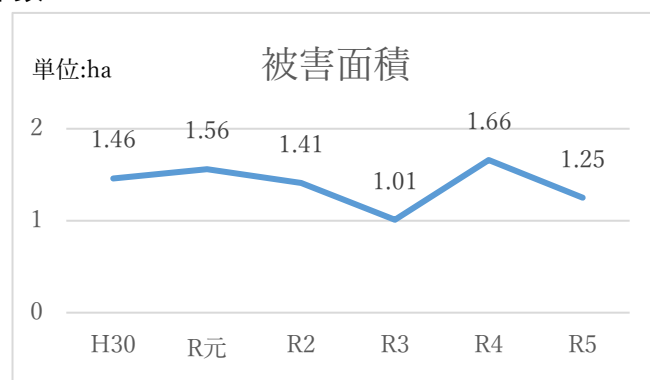
動物種	野菜	いも類	豆類	果樹	その他	計
ニホンザル	-	-	-	不明	-	不明
イノシシ	0.30	0.34	0.02	0.23	0.64	1.53
ニホンジカ	0.08	-	-	0.05	0.00	0.13
アライグマ	0.02	-	-	-	-	0.02
合 計	0.40	0.34	0.02	0.28	0.64	1.68

※ イノシシによる特産林産物 (シイタケ) 被害 ほだ木 200 本 (80 千円)

(参考 2) 生活被害件数 (令和 5 年度) (単位: 件)

動物種	屋外の物品 等の損傷	人家 侵入	生活上 の脅威	騒音	飛びかかる等威嚇	傷害	計
ニホンザル	-	-	3	-	-	-	3
イノシシ	1	2	15	-	-	-	18
ハクビシン	25	13	44	-	-	-	82
アライグマ	53	8	53	-	-	-	114
タヌキ	-	-	1	-	-	-	1
カラス	3	-	5	1	5	1	15
その他獣類	2	4	8	-	-	-	14
その他鳥類	20	1	7	1	-	-	29
合 計	104	28	136	2	5	1	276

(参考 3) 農作物被害金額、被害面積、生活被害件数



(2) 被害の傾向

○ニホンザル

年間を通じて津久井地域の中山間地域で発生しており、果樹や野菜類等、農作物被害がある。また、民家の近くでの目撃情報があり、生活被害が懸念されている。

○ニホンジカ

年間を通じて、農作物被害のほか、山中の樹木の皮剥被害等も発生させている。これまで、丹沢山系の麓にある津久井地区で主に被害が発生していたが、近年では、相模川以北での出沒も多く報告されるようになり、生息域は、津久井地域全域に拡大している。特に、餌の少なくなる冬期は、人家周辺など生活圏内においても目撃されることがあり、最近では市街地にも出沒して自動車との接触事故も発生するなど生活被害も発生している。

また、丹沢山系を生息域とするニホンジカには、ヤマビルが寄生しており、ニホンジカの生息域の拡大とともに、ヤマビルの生息域も拡大し、農業者、地域住民、ハイカーなどの観光客への吸血被害など二次的な被害も増加している。

○イノシシ

年間を通じて緑区内に出沒し、特に津久井地域での被害が顕著である。農作物の生育期や収穫期には農作物被害が集中しているが、近年においては、人家周辺においても年間を通じて目撃情報が多く、住宅敷地等の掘り返しなどにより、地盤が緩み、降雨量によっては土砂災害等にもつながりかねない生活環境への被害も発生している。

なお、イノシシは、ニホンジカと同様にヤマビルの運搬役とされており、イノシシの出沒増加とともに、ヤマビルの生息域も拡大している。

○アライグマ

年間を通じて、ほぼ市内全域に出沒しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害を発生させており、今後、被害の増加が懸念される。

○ハクビシン

年間を通じて、ほぼ市内全域に出沒しており、農作物被害や住居侵入等の生活被害を発生させており、今後、被害の増加が懸念される。

○アナグマ・タヌキ

年間を通じて、津久井地域に出沒しており、農作物に被害を発生させている。今後、住宅地にも出沒し、生活環境における被害の増加が懸念される。

○鳥類

カラス、スズメなどは、年間を通じて、市内全域において農作物被害を発生させているほか、群れを成して農地への出沒や住宅地での生活被害も発生させ、農作物や生活環境における被害の増加が懸念される。

また、カワウは、湖を含む相模川流域一円に出沒し、アユ、ワカサギ等を捕食しており、魚類の減少が危惧されている。特に、4月初旬の稚アユの放流等では深刻な問題になっている。

○ツキノワグマ

緑区の山間部に生息しているが、近年、人里においても目撃されており、養蜂業への被害や放置された果樹へ執着するなどの被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
被 害 金 額	3,470千円	3,123千円
被 害 面 積	1.25ha	1.12ha
減 少 率	—	被害金額、被害面積とも 10%以上削減

※ 被害金額及び被害面積は、出荷用農作物に係るものの合計

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	これまでに講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	○ニホンザル 神奈川県ニホンザル管理計画に基づく捕獲 ・ 追払い追上げ ・ 追払い用具等の配付 ・ 箱わな、ＩＣＴ付き大型捕獲檻、銃器による捕獲 ・ ＧＰＳを活用したニホンザル個体群の位置把握 ・ 研修会の実施	・ 少子高齢化等により農林業の担い手が減少し、農地や山林が荒廃したことで、里山との緩衝帯が無くなり、野生鳥獣が人里近くで生息しやすくなった。 ・ 食物残渣、放置野菜や農地果樹が野生動物を誘引する主な原因となっている。 ・ 栄養価の高い、人間の食物を餌とすることで、繁殖力が増し、個体数が増えたものと推測できる。 ・ 行動域が広く、効率的な捕獲が困難である。 ・ 隣接都県と管理や捕獲方法に違いがあり、統一的な対応ができていない。また、境界を行動域とする群れによるあらたな被害を警戒する必要がある。 ・ 高齢化等により自主的な追上げや追払いが困難な地域があり、後継者の確保や育成が必要である。
	○ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づく捕獲 ・ くくりわな、ＩＣＴ付き大型捕獲檻、銃器による捕獲 ○イノシシ ・ くくりわな、箱わな、ＩＣＴ付き大型捕獲檻、銃器による捕獲	・ 生息域が津久井地域全域に拡大している。 ・ 丹沢山系に生息するイノシシやニホンジカにヤマビルが寄生して生息域が拡大し、地域住民やハイカー等への吸血被害が増加している。

	・竹檻、箱わなによる捕獲（主体：農業協同組合、地域住民、農業者、猟友会）	
	○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲 ・委託業者が箱わなにより捕獲 ・住民等が箱わなにより捕獲 ・農業協同組合による箱わなの貸出事業を実施 ・研修会の実施 ○ハクビシン ・委託業者が箱わなにより捕獲 ・住民等が箱わなにより捕獲 ・研修会の実施 ○アナグマ、タヌキ ・住民等が箱わなにより捕獲 ・研修会の実施 ○鳥類 ・猟友会等による銃器捕獲 ○ツキノワグマ 神奈川県等関係機関と連携して対応 ・追払いや注意喚起の看板設置 ・登下校時等の見回り ・研修会の実施	・生息数が増加傾向にあり、被害報告に応じた捕獲では個体数の減少は困難であり、捕獲の強化が必要である。 ・ニホンジカ、イノシシの捕獲の推進に伴い、くくりわなによる錯誤捕獲が発生している。
防護柵の設置等に関する取組	○広域獣害防護柵は平成１６年度までに緑区青山、鳥屋、青野原、青根、牧野地区で、シカ柵１１．５kmを設置。地域で維持管理し、市は補修や修繕、原材料の支給を実施 ○緑区澤井の大日野原にサル柵（２．１km）を設置 ○農業者等が農作物の防護のため設置する柵等の設置に要する費用に補助金を交付 ○ヤマビル生息地の環境整備事業を実施する団体に対し、活動費の助成を実施 ○ヤマビル対策の実証実験の実施 ○ヤマビル対策のチラシを作成し、普及啓発の実施	・設置後の維持管理を地域で継続することが困難であり、地域と共同した維持管理方策の検討が必要である。 ・ハイカーや地域住民に対し、ヤマビル対策の普及推進が必要である。
生息環	○放棄果樹の除去等の普及啓発	・放棄果樹の適正管理、除去等について

境管理 その他 の取組	○ドローン等のＩＣＴ機器の活用	て普及啓発を推進する必要がある。 ・ドローン等のICT機器等の活用により 猟友会の負担軽減を図る必要がある。 ・より実態に近い被害状況の把握に努 める必要がある。
-------------------	-----------------	---

(5) 今後の取組方針

相模原市における被害対策の実施に当たっては、被害を受けている農業者や地域住民、猟友会、市内の農業協同組合、農業委員により構成される相模原市鳥獣等被害対策協議会と市が連携し、地域と一体となった「地域ぐるみの対策」を推進する。

また、他団体や大学等との連携を模索し、地域住民が主体的に被害防除に取り組む体制を構築する。

捕獲効率向上及び作業負担軽減等を図るため、ICT機器やGISの活用を推進する。

野生鳥獣による被害を根本的に削減させるためには、誘引物となる放棄果樹対策や人里と山との間の緩衝帯の整備や奥山の混交林化など、動物が人里に出没しなくても生息しやすい、環境の整備が必要であることから、農林業振興事業における連携を図る。

鳥獣被害対策実施隊については、他市町村の実施状況を参考とし、本市の状況に応じた形態での設置に向けた検討を進める。

狩猟免許の新規取得者の確保など被害防止対策の担い手の育成を図るとともに、猟友会の捕獲作業を補助するサポート隊の設置地域の拡充に努めます。

○ニホンザル

神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、新たな群れが本市へ定着しないよう、追い払い、追い上げを中心に行い、全頭捕獲を含めた更なる個体数調整を進める。特に、南秋川地域個体群（Ｋ１、川井野、裏高尾※）については、隣接都県市と連携して、効果的な捕獲を推進していく必要があるため、八王子市・上野原市との広域連携を行う。また、高齢化等により活動が停滞している既存の自主防衛組織の活性化を促進するとともに、GPSを活用したニホンザルの個体群の位置情報システムを活用し、農業者や地域住民が自主的な防衛対策を図ることができる体制を構築する。

※本県に行動域がないが、今後注視する必要があるため、記載している。

○ニホンジカ

神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲のほか、ICT付き大型捕獲檻を活用し、捕獲を実施する。特に、生息域が津久井地域全域に拡大していることから、定着防止区域での捕獲を積極的に進める必要がある。また、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し、被害軽減を図る。

○イノシシ

令和２年５月、緑区において、県内で初めて豚熱（CSF）に感染した野生イノシシの死亡個体が発見されたことから、神奈川県イノシシ管理計画に基づく銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲のほか、ICT付き大型捕獲檻を活用し、積極的な捕獲を推進する。また、地域や関係機関、行政が一体となった地域ぐるみで行う対策の組織化を推進するとともに、侵入防止のための広域防護柵の設置を検討し、被害軽減を図る。

○アライグマ

被害発生地においては、専門業者による捕獲や住民等による箱わな捕獲を実施するとともに、第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生物多様性が高く、アライグマが好んで生息する緑地等で積極的な捕獲を行い、アライグマの個体数減少を図る。また、被害が全市域に拡大していることから、研修会等を通じて市民へ注意喚起を実施するなど啓発を行い、地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の設置補助等を行う。

○ハクビシン、アナグマ、タヌキ

箱わなによる捕獲を実施する。また、地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○鳥類

銃器による捕獲や追い払いを実施する。地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や、農地への侵入防止のための防護柵の補助等を行う。

○ツキノワグマ

昨今の目撃情報や錯誤捕獲の対応として、県や警察などの関係機関と連携体制強化に向けた検討を進めます。

○その他

- ・集落単位での獣害防護組織と共同で設置する広域獣害防護柵の取組を推進する。
 - ・ドローンを活用した野生動物の実態把握や追い払い等の課題を整理し、より効果的な活用方法を進める。
 - ・ヤマビル対策については、大型鳥獣等の捕獲を進めるとともに、生息域の拡大を防止するため、草刈り等、地域ぐるみの環境整備等の取組に対しての支援を行う。
- また、食酢を利用したヤマビル対策の実証実験で一定の効果が得られたため、食酢を活用した駆除方法の普及啓発を行う。
- ・捕獲したニホンジカ、イノシシの肉、皮、角等の有効活用を市民提案型協働事業により、周知を図る。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 相模原市鳥獣等被害対策協議会
- 神奈川県猟友会津久井支部、相模原支部、相模原南支部
- 神奈川つくい農業協同組合、相模原市農業協同組合
- (○鳥獣被害対策実施隊(計画期間内に設置を検討))

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ	・捕獲や駆除等の被害防除の取組 ・捕獲に効果的な資機材の導入
令和8年度	アライグマ、ハクビシン、アナグマ	
令和9年度	タヌキ、鳥類、クリハラリス	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザル及びニホンジカについては、神奈川県の管理計画に基づいて毎年度策定される管理事業実施計画において捕獲頭数が決定し、管理捕獲を実施する。捕獲の実施に当たっては、野生動物の生息域の変化や被害状況をモニタリングするとともに、地域の意見を踏まえて実施する。

また、ニホンザルの個体群(K1・川井野・裏高尾・ダムサイト・川弟B・川弟B1)については、個体数が増加傾向にある群れや地域住民等へ被害を与えるおそれがある群れについては、全頭捕獲を含めた個体数調整が行えるよう、県と協議する。なお、東京都及び山梨県にまたがる生息域を持つ南秋川地域個体群については、八王子市・上野原市との広域連携を進め、神奈川県主導の下、都県と連携して、統一的な防除対策ができるよう協議を行う。その他の対象鳥獣については、有害鳥獣捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	(18頭)	(18頭)	(18頭)
ニホンジカ	(530頭)	(530頭)	(530頭)
イノシシ	500頭	500頭	500頭
アライグマ	250頭	250頭	250頭
ハクビシン			
アナグマ	100頭	100頭	100頭
タヌキ			
鳥類	500羽	500羽	500羽

※1 ニホンザルの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画における群れの管理計画(令和7年度の捕獲対象群は、被害が確認できているK1、ダムサイト、川弟B、川弟B1)に基づき定めるため、目安を括弧内に記載

※2 ニホンジカの捕獲計画数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安を括弧内に記載

※3 クリハラリスについては、生息が確認されたら速やかに捕獲する。

捕獲等の取組内容
銃器：年間を通じ、山間部及び山林に隣接している農地を中心に実施する。 わな：年間を通じ、箱わな、くくりわな、囲いわな、ＩＣＴ付き大型捕獲檻を使用して捕獲を実施する。ツキノワグマ錯誤捕獲防止のための罠の導入を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
山間部を中心に効果的な捕獲を実施するため、射程距離の長いライフル銃を使用する。 また、ライフル銃を使用した捕獲は、年間を通して実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	該当なし

4 防護柵の設置等に関する事項

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ	対象地域の検討 広域防護柵設置	対象地域の検討 広域防護柵設置	対象地域の検討 広域防護柵設置

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7～9 年度	ニホンザル	・集落環境調査に基づく地域ぐるみの防除体制の促進 ・里山整備による生息環境整備 ・地域学習会の開催 ・自主防衛組織の活性化の推進 ・農作物被害調査 ・放棄果樹等の除去指導 ・ニホンザルの追上げ、追払い ・ニホンザルの群れの位置情報提供 ・捕獲の指導 ・ドローン、ＩＣＴ機器の活用
	ニホンジカ	
	イノシシ	
	アラグマ	
	ハクビシン	
	アナグマ	
	タヌキ	
	鳥類	

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

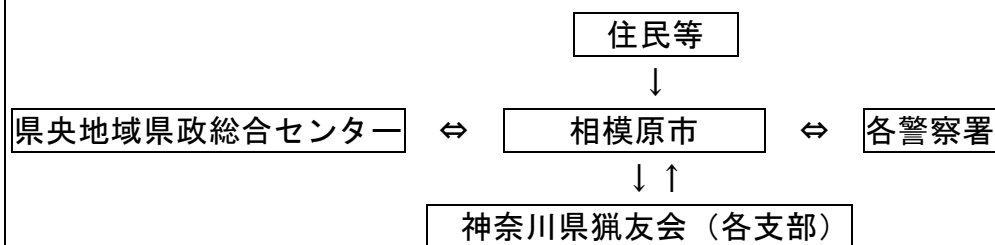
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
相 模 原 市	現地調査、情報の集約、住民等への注意喚起、捕殺依頼
神奈川県県央地域県政総合センター	情報の共有
神奈川県 猟友会 (相模原・相模原南・津久井支部)	パトロール、捕殺
そ の 他 関 係 機 関	パトロール等の協力、緊急対応

(2) 緊急時の連絡体制

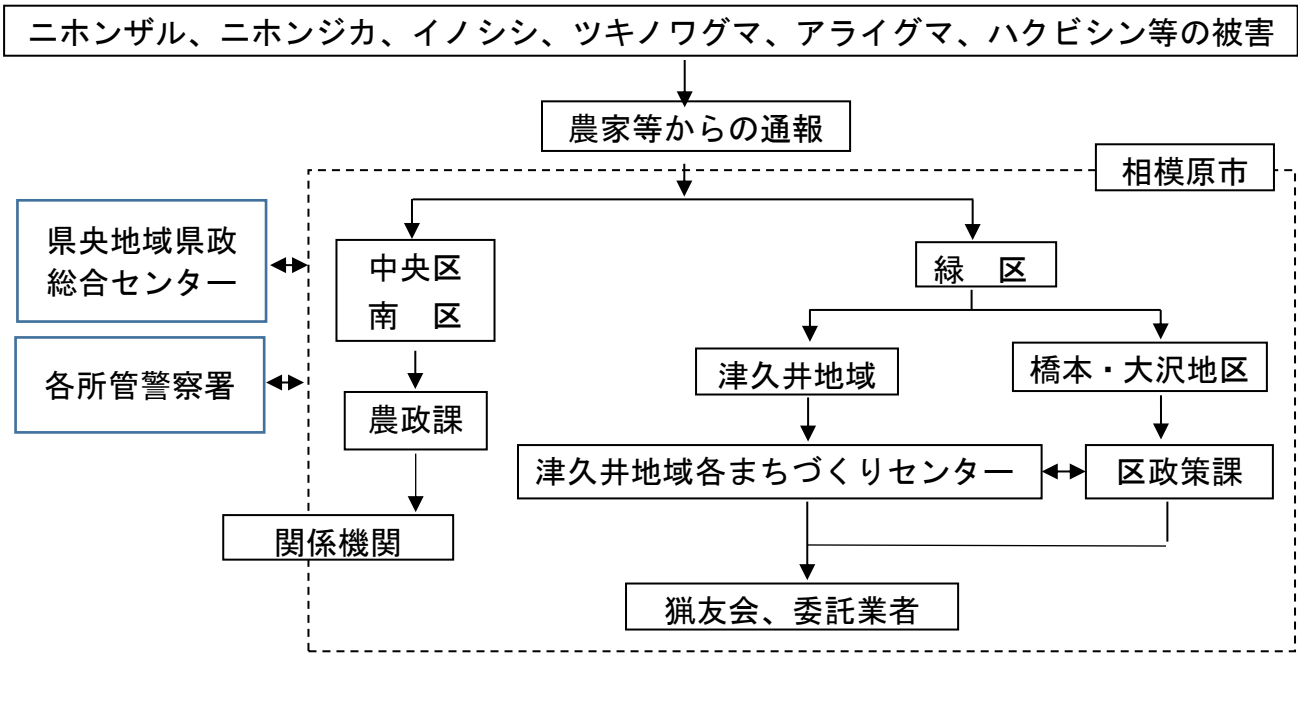
ア 基本事項

○住民等→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関



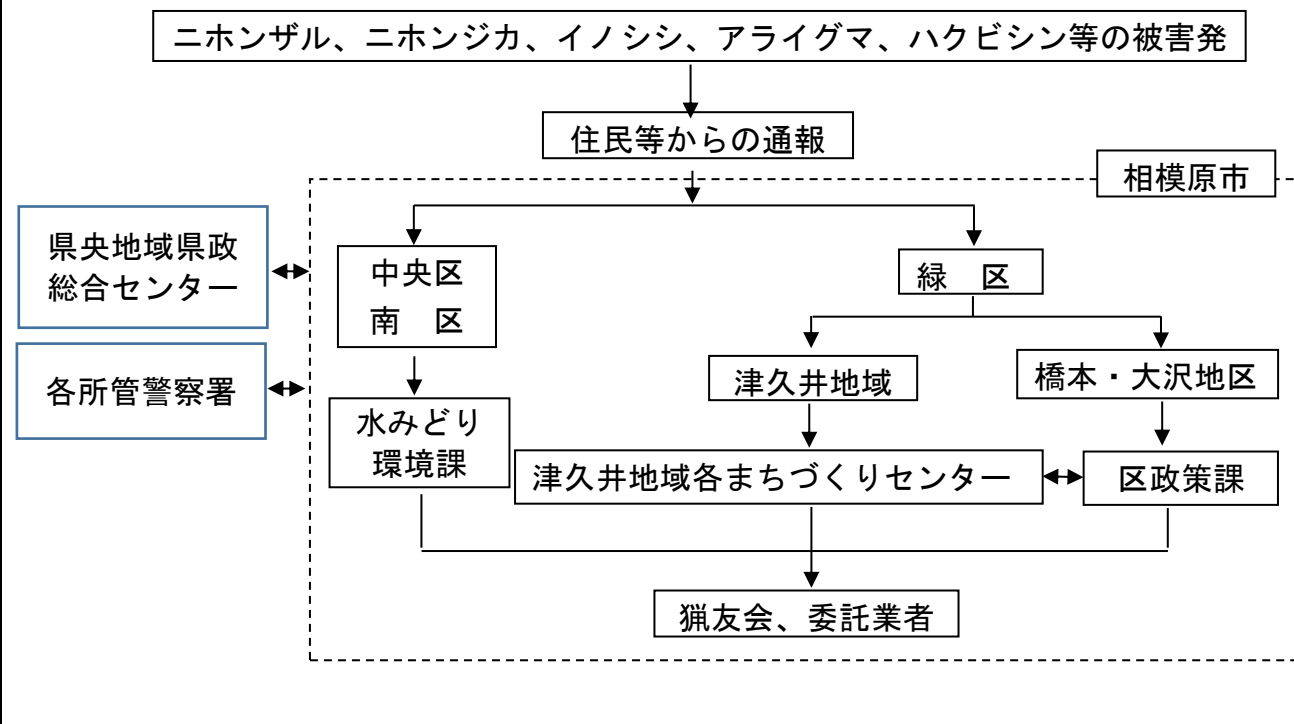
イ 野生鳥獣（ア）農業被害

○農家→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関



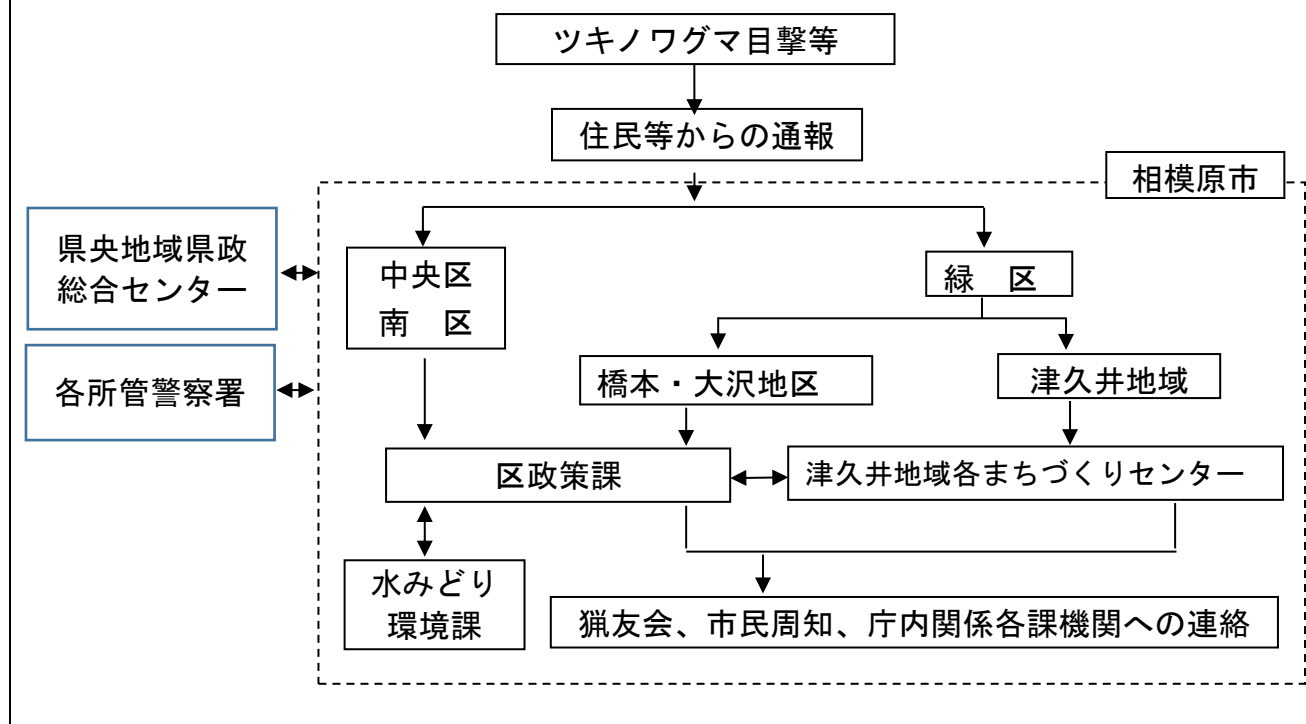
イ 野生鳥獣（イ）生活被害（ツキノワグマを除く。）

○住民等→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関



イ 野生鳥獣（ウ）生活被害（ツキノワグマ）

○住民等→緊急連絡受信機関（相模原市）→関係機関



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○捕獲した有害鳥獣について

捕獲後は自家消費、速やかに焼却処分又は埋設を行うことを原則とする。

捕獲個体を資源として有効活用を図るために情報収集を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

○ジビエなどの食肉利用、皮や角の加工等による特産品の開発、近隣の動物園等と連携した屠体給餌の可能性など、多様なニーズや手法について情報収集し、検討を行う。

○捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通、販売を含めた事業の採算等の様々な課題について検討を行う。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：相模原市鳥獣等被害対策協議会

構成機関の名称		役 割
相 模 原 市 農 業 委 員 会		農地の利用における有害鳥獣に係る情報の提供
相 模 原 市 自 治 会 連 合 会		地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有
城 山 地 区 自 治 会 連 合 会		地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有
津 久 井 地 区 自 治 会 連 合 会		地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有
相 模 湖 地 区 自 治 会 連 合 会		地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有
藤 野 地 区 自 治 会 連 合 会		地域の住民代表としての情報提供、有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県猟友会相模原支部		有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
神奈川県猟友会相模原南支部		有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
神奈川県猟友会津久井支部		有害鳥獣に係る情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
鳥 獣 保 護 管 理 員		野生鳥獣に係る専門的助言・指導、情報の共有
相 模 原 市 農 業 協 同 組 合		地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導
神奈川県つくい農業協同組合		地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導、計画に基づく事業の実施、協議会の事務局
さがみはら津久井森林組合		有害鳥獣に係る情報の共有
相模原市	緑区役所区政策課	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供、協議会の庶務
	農 政 課	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供
	森 林 政 策 課	
	水 み ど り 環 境 課	
	津 久 井 地 区 各まちづくりセンター	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
相模原市みどり組合連絡協議会	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供
神奈川県県央地域県政総合センター 環 境 調 整 課	被害状況の集計、情報提供
神奈川県農業技術センター 北 相 地 区 事 務 所	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県自然環境保全課 野 生 生 物 グ ル ー プ	被害状況集計、情報提供
神奈川県自然環境保全課 平塚駐在事務所（かながわ鳥獣 被害対策支援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を踏まえ、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行う。
また、鳥獣被害防止に関する窓口、取組体制の強化を図る。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○地域住民に野生鳥獣に対する知識と野生動物との共生の重要性の理解を求める。
○この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。

11 用語説明（五十音順）

【緩衝帯】

放置され藪だらけになった森林や耕作放棄地は、野生鳥獣の格好の隠れ場やえさ場になり人里に近づく通り道になってしまうため、藪をきれいに刈り払うなどして見通しをよくすることで、山と人里との間に作り出す野生鳥獣が出没しにくいエリア

【地域ぐるみの被害対策】

藪の刈り払いや集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組むもの

- ・集落環境整備：鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いや鳥獣のエサとなる放棄果樹の除去など
- ・被害防護対策：鳥獣の侵入を防ぐ防護柵の設置や住宅地からの追い払いなど
- ・鳥獣の捕獲：銃器やわなによる加害個体の捕獲

【ICT付き大型捕獲檻】

ICT を用いた檻^{おり}で、罾の遠隔監視・操作システムにより、センサーで侵入を検知すると P C ・スマートフォンへメールが送られ、カメラで獣種を確認し、檻のゲートを閉めることにより捕獲するもの。

【放棄果樹】

収穫されず放置された果樹

【GIS】

地理情報システムのことで、鳥獣による被害状況や生息状況などを把握し、地図に落として可視化するツール

【鳥獣被害対策実施隊】

鳥獣被害防止特措法に基づき、本計画に基づく捕獲、防護柵の設置指導といった実践的活動を担う役割を有する実施隊員で構成した実施隊として市が設置するもの。